

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月17日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第51号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則（平成9年墨田区規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（歯科技工所番号の通知）

第3条 歯科技工士法施行規則第13条第3項の規定による歯科技工所番号の通知は、歯科技工所番号通知書（第5号様式）により行うものとする。

第4号様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式

年 月 日

様

墨田区長



歯科技工所番号通知書

歯科技工士法施行規則第13条第3項の規定により、下記のとおり歯科技工所番号を通知します。

記

1 歯 科 技 工 所 名 称

2 歯 科 技 工 所 所 在 地

3 開設届出年月日及び番号

4 歯 科 技 工 所 番 号

付 則

- 1 この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 6 3 号）
附則第 3 条の規定による歯科技工所番号の通知は、この規則による改正後の第 3 条の規定の例により行うことができる。